

# 【資本】土地所有 v.s. 貨幣財産

- 歴史的には、資本は、土地所有にたいして、どこでも最初はず貨幣の形で、貨幣財産として、商人資本および高利資本として相対する。

## 【フランスの諺】

「領主なくして土地なし」

- 人身的な隷属関係および支配関係にもとづく土地所有の権力

v.s.

「貨幣に主人なし」

- 貨幣の非人身的な権力

# 買うために売るから売るために買うへ

- $W-G-W$ : 一つの商品の極から発出して、他の商品の極をもってとじられる。この商品は、流通から出て消費に帰着する。(貨幣としての貨幣)  
⇒最終目標「使用価値」
- $G-W-G$ : 貨幣の極から発出して、結局同じ局に帰着。(資本としての貨幣)  
⇒推進的動機・規定的の目的「交換価値」
- $G-W-G'$  ( $G'=G+\Delta G'$ ): 剰余価値(最初の価値を越える剰余)

# 資本

- 資本の運動は無制限 ⇒この意識的担い手として、貨幣所有は資本家へ
- 資本は貨幣であり、資本は商品である
- 資本は、・・・永遠の自己増加的な価値である  
(シスモンディ『新経済学原理』)

# 交換

- 使用価値の点からいえば、「交換は双方が利得しうる取引である」  
But 交換価値は違う。交換価値は増加しない。商品の価値は、それらが流通に入るまえに、その価格に表わされている。すなわち、流通の前提であって、結果ではない。
- 平等のあるところに利得なし
- 交換はその性質上平等契約であって、・・・人は受け取るだけ与えるからである（ル・トウロー又『社会的利益について』）

# 商品交換

- コンディヤック「商品交換で、等しい価値と等しい価値とが交換されるというのは誤り」「つねにより大きな価値にたいして、より小さな価値を与える」「余分なものを必要なあるものと交換する」

↑ 批判

- マルクス「使用価値と交換価値を混同」「生産者が生活手段をみずから生産し、自分の欲望以上の剰余のみを、すなわち不用部分のみを、流通に投ずる状態とすり代えている」「もし商品の使用価値が、買い手にとって、売り手にたいするよりも有用であるならば、その貨幣形態は、売り手にとって、買い手にたいするよりも有用である。」

# 流通する価値の総和

- 分配における変更によっては、増加され得ない。
- 一国の資本家階級の総体は、自分自身を騙取するというわけにはいかない。

⇒総計はいつも同一。

- 等価が交換されるとすれば、剰余価値は成立せず、非等価が交換されるとしても、また何らの剰余価値も成立しない。流通または商品交換は、何らの価値も産まない。

# 高利貸資本

- $G-G'$ : 媒介のない極。より多い貨幣にたいして往還される貨幣は、貨幣の性質に矛盾。商品交換の立場からは説明されぬ形態。
  - 貨幣: 商品交換のために成立
  - 利子: 貨幣からより多い貨幣をつくり出す(産み出される者は産むものに似ている)。利子は貨幣から生れた貨幣。すべての営利部門のうちで、もっとも反自然的。

# 労働

- 商品所有者は、その労働によって価値を形成しうる。自己増殖する価値を形成することはできない。彼は、一商品の価値を高めることができる。  
⇒現在の価値に新しい価値を、新しい労働によって付け加える

# 労働力の発見

- 資本に転化すべき貨幣の価値変化
  - 貨幣自身について起こりうるものではない
  - 第二の流通行為(商品の再販売)からも発生しない
    - ⇒ 変化は商品について起こらなければならない。
    - ※ 価値についてではない。(交換されるのは等価であって、商品はその価値どおりに支払われる)
    - ⇒ 商品の使用価値そのものから発生しうる。
    - ⇒ 商品の使用価値自身が、価値の源泉
    - ⇒ 実際の消費が、それ自身労働の対象化であって、価値創造
    - ⇒ 貨幣所有者による市場での特殊な商品の発見！
    - ⇒ 労働能力または労働力！

# 労働力という商品

- 労働力または労働能力
  - 一人の人間の肉体、すなわち、人間の生ける人格の中にあって、何らかの使用価値を生産するに、人間が活動させる肉体的、精神的能力の総体。
- 商品として市場に現れる労働力
  - それ自身の所有者(労働力を自らのものとしている個人)によって、商品として提供(売却)される

# 労働力を売るための条件

- その所有者が労働力を自由に処理しえなければならない。
- 労働能力の、すなわち彼の一身の、自由な所有者でなければならない。
- 労働力を、つねに一定の時間のあいだだけ売ることが要求される

※労働力を、引くくめて一度に売るならば、自分自身を売るのであって、一個の自由人から奴隷に、一個の商品所有者から商品に転化するから



# 「残業代ゼロ」案修正へ 幹部候補に限定、年収は問わず

<http://www.asahi.com/articles/ASG5V77PYG5VUTFK00V.html>

2014年5月27日07時41分

労働時間にかかわらず賃金が一定になる働き方をめぐり、政府の産業競争力会議が、対象となる働き手の範囲を見直すことがわかった。当初案は対象に一般社員も加えていたが、「幹部候補」などに限定し、年収の条件を外す。法律で決めた時間より長く働いても「残業代ゼロ」になるとの批判をかわすため対象を狭めるねらいだが、企業の運用次第で幅広い働き手が対象になるおそれがある。

28日の産業競争力会議に、4月に当初案を提案した民間議員の長谷川閑史(やすちか)・経済同友会代表幹事らが修正案を出す。いまは従業員を一日8時間を超えて働かせたり、深夜や休日に出勤させたりすると、企業には賃金に上乗せしてお金を支払う義務がある。当初案は、時間ではなく仕事の成果で賃金が決まる働き方を提案し、年収1千万円以上の社員のほか、一般社員も対象にするとしていた。

修正案は、中核・専門的な職種の「幹部候補」などを対象とする。具体的には、新商品の企画開発や会社の事業計画策定の現場責任者を指す「担当リーダー」、ITや金融分野の専門職「コンサルタント」などだ。一方、年収の条件を外し、高年収者でなくても導入できるようにした。